

安全データシート (SDS)

1・製品等及び会社情報

| | |
|----------------|-----------------------------|
| 化学物資等の名称 (製品名) | ローヤルアロー タイヤコート |
| 会社名 | 株式会社ユーエスシー |
| 住所 | 〒183-0044 東京都府中市日鋼町1番1 Jタワー |
| 担当部門 | 商品開発広報部 |
| 担当者 | |
| 電話番号 | 042-351-0011 |
| FAX番号 | 042-351-0010 |
| 作成日 | 2015年2月23日 |
| 改訂日 | 2016年6月30日 |
| 推奨用途及び使用上の制限 | 自動車用タイヤゴム表面の保護艶出し剤【業務用】 |

2・危険有害性の要約

GHS 分類

| | |
|------------------|-------------------|
| 引火性液体 | 区分 2 |
| 皮膚腐食性・刺激性 | 区分 2 |
| 眼に対する重篤な損傷・眼刺激性 | 区分 2A |
| 特定標的臓器毒性 (単回ばく露) | 区分 1 (中枢神経系) |
| 特定標的臓器毒性 (単回ばく露) | 区分 3 (気道刺激性・麻酔作用) |
| 吸引性呼吸器有害性 | 区分 1 |
| 水生環境急性有害性 | 区分 1 |
| 水生環境慢性有害性 | 区分 1 |

※記載のないものは分類対象外または分類できない

GHS ラベル要素

シンボル



注意喚起語

危険

危険有害性情報

引火性の高い液体及び蒸気
 皮膚刺激
 強い眼刺激
 中枢神経の障害
 呼吸器への刺激のおそれ
 眠気またはめまいのおそれ
 飲み込み気道に侵入すると生命に危険のおそれ
 水生生物に非常に強い毒性
 長期継続的影響により水生生物に非常に強い毒性

注意事項 【安全対策】

熱／火花／裸火／高温のもののような着火源から遠ざけること。－禁煙
 容器を密栓しておくこと。
 涼しいところに置くこと。
 容器を設置すること／アースをとること。

取扱い後は手など、よく洗うこと。

保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。

【応急措置】

吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。医師に連絡すること。

気分が悪い時は、医師に連絡すること。

飲み込んだ場合：無理に吐かせず、口をすすぐこと。気分が悪い時は、医師の診断を受けること。

眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合にははずして洗うこと。

眼の刺激が持続する場合は医師の診断／手当てを受けること。

皮膚（又は髪）に付着した場合：直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぎ、流水／シャワーで洗うこと。

皮膚刺激が生じた場合、医師の診断／手当てを受けること。

汚染された衣類を再使用する場合には洗濯すること。

暴露または暴露の懸念がある場合：医師に連絡すること。気分が悪いときは医師の診断／手当てを受けること。

気分が悪いときは、医師の診断／手当てを受けること。

適切な消火方法をとること。

【保管】

子供の手の届かないところに保管すること。

換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。

容器を密栓すること。

施錠して保管すること。

【廃棄】

都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

3. 組成・成分情報

化学物質・混合物の区別：混合物

含有成分及び含有量

| 成分・化学名 | 含有量 M% | CAS No. | 化審法 No | 安衛法 No. | PRTR 法 No | 毒劇法 No |
|----------|--------|------------|--------|---------|-----------|--------|
| シリコーンオイル | 15～20 | 63148-62-9 | 7-476 | 非該当 | 非該当 | 非該当 |
| シリコーンレジン | 1～5 | 非公開 | 非公開 | 非該当 | 非該当 | 非該当 |
| パラフィン系溶剤 | 5～10 | 非公開 | 非公開 | 非該当 | 非該当 | 非該当 |
| イソオクタン | 65～75 | 540-84-1 | 2-8 | 115 | 非該当 | 非該当 |
| 色素・増粘剤 | 非公開 | 非公開 | 非公開 | 非該当 | 非該当 | 非該当 |

化審法：化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）官報告示整理番号

労働安全衛生法

表示物質：施工令第18条 名称等を表示すべき有害物質

通知物質：法第57条の2 施工令18条の2別表第9 名称等を通知すべき有害物質

第2種有機溶剤・第3種有機溶剤：施工令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則

PRTR法：特定化学物質の環境への排出量の把握及び改善の促進に関する法律（PRTR法）対象化学物質の政令番号

毒劇法：毒物及び劇物取締法

4・応急措置

大量に吸入した場合

- ・吸入して気分が悪くなった場合は、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

皮膚に付着した場合

- ・毒性・刺激性はほとんどないが、液が付着した場合は、下記のような処置を行う。
- ・直ちに水で洗い流し、石鹼で液が付着したところをよく洗うこと。
- ・衣服等に付着した場合は脱いで、皮膚に付着した部分を石鹼でよく洗うこと。
- ・この製品は引火性なので、火気に注意して措置する。

眼に入った場合

- ・清浄な水で最低 15 分間眼を洗浄する。洗浄の際、まぶたを指でよく開いて、眼球、まぶたのすみずみまで水がよく行きわたるように洗浄する。
- ・コンタクトレンズを使用している場合は、固着していないかぎり、取り除いて洗浄を続ける。
- ・眼の刺激が続く場合は、医師の診断を受けること。
- ・激しい痛みがある場合は、直ちに医師の診断を受けること。

飲み込んだ場合

- ・水で口の中を洗浄し、コップ 1～2 杯の水を飲ませ、直ちに医師の処置を受ける。

急性症状及び遅発性症状の最も重要な徴候症状

- ・特になし

応急措置をする者の保護

- ・特になし

医師に対する特別な注意事項

- ・特になし

5. 火災時の処置

消火剤 泡、粉末、AFFF（水性膜泡）、二酸化炭素、水噴霧

使ってはならない消火剤

- ・水を消火に用いてはならない。
- ・冷却の目的で霧状水は用いてもよいが、消火に棒状水を用いてはならない。

火災時の特有の危険有害性

- ・燃焼ガスには、一酸化炭素等の他、窒素酸化物系のガス等の有毒ガスが含まれるので、消火作業の際には、煙を吸入しないように注意する。

特有の消火方法

- ・消火作業は、可能な限り風上から行う。
- ・関係者以外は安全な場所に退去させる。
- ・周辺火災の場合に移動可能な容器は、速やかに安全な場所に移す。
- ・火災発生場所の周辺に関係者以外の立ち入りを禁止する。
- ・周囲の設備などの輻射熱による温度上昇を防止するため、水スプレーにより周辺を冷却する。
- ・消火のための放水等により、環境に影響を及ぼす物質が流出しないよう適切な処置を行う。

消火を行う者の保護

- ・消火作業の際は適切な保護具（耐熱着衣、呼吸保護マスク）を着用すること。
- ・消火活動は風上から行い、有毒なガスの吸入を避ける。状況に応じて呼吸保護具を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

- ・屋内の場合、処理が終わるまで十分に換気を行う。
- ・漏出物の処理を行う際には、必ずゴム手袋、保護眼鏡、保護衣等を着用すること。
- ・作業の際には適切な保護具を着用し、飛沫等が皮膚に付着したり、粉塵、ガスを吸入しないようにする。
- ・漏出した場所の周辺に、ロープを張るなどして関係者以外の立ち入りを禁止する。
- ・風上から作業し、風下の人を退避させる。
- ・着火した場合に備えて、消火用器材を準備する。
- ・こぼれた場所は滑りやすいため注意する。

環境に対する注意事項

- ・流出した製品が河川等に排出され、環境への影響を起こさせないように注意する。
- ・大量の水で希釈する場合は、汚染された排水が適切に処理されずに環境へ流出しないように注意する。

回収、中和

- ・回収後の少量の残留分は土砂またはおがくず等に吸収させる。
- ・少量の場合は、おがくず・土・ウエス等で吸着させ取り除いた後、残りをウエス、雑巾等でよく拭き取り、密閉できるから容器に回収する。
- ・大量の場合には、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いてから処理する。
- ・付着物、廃棄物などは、関係法規に基づいて処置する。

二次災害の防止法

- ・漏出時は速やかに関係機関に通報する。
- ・排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。
- ・付近の着火源となるものを速やかに除くとともに消火剤を準備する。
- ・火災を発生しない安全な用具を使用する。

7. 取り扱い及び保管上の注意

技術的対策

- ・製品記載の使用上の注意を良く読み、用途以外に使用しないこと。
- ・使用前に取扱説明書を入手すること。
- ・すべての注意書きを読み理解するまで取り扱わないこと。
- ・熱・火花・裸火・高温のもののような着火源から遠ざけること。
- ・容器を設置（アース）すること。
- ・静電気放電に対する予防措置を講ずること。
- ・火災を発生しない工具を使用すること。
- ・防爆型の電気機器（換気装置、照明機器等）を使用すること。
- ・漏れ、あふれ、飛散しないようにし、みだりに蒸気を発生させない。
- ・換気の良い所で使用し、使用後は必ず密栓すること。
- ・取り扱い後は手洗い、うがい、洗顔を十分に行なう。衣類に付着した場合は着替えること。

適切な保管条件

- ・容器は密栓すること。
- ・直射日光の当たる場所や高温になるところを避け、風通しの良い冷暗所で保管すること。
- ・施錠して保管すること。
- ・熱／火花／裸火／高温のもののような着火源から遠ざけること。

安全な容器包装材料

- ・特になし

8. 暴露防止及び保護措置

管理濃度：設定されていない

許容濃度：設定されていない

設備対策：防爆の電気・換気・照明機器を使用すること。

静電気放電に対する予防措置を講ずること。

保護具 呼吸器用保護具：必要に応じて防毒マスク（有機ガス用）を使用する。

眼の保護具：必要に応じて保護眼鏡を使用する。

皮膚の保護具：必要に応じて保護手袋等を使用する。

9. 物理的及び化学的性質

| | | | |
|-------|---------|--------|-------------|
| 外観・形状 | ：粘性黒色液体 | 密度（比重） | ：0.750（25℃） |
| 臭気 | ：特徴的な臭い | 引火点 | ：13～22℃ |
| 溶解度 | ：水不溶 | 発火点 | ：データなし |
| 沸点 | ：データなし | | |

10. 安定性及び反応性

| | |
|------------|---------------|
| 安定性 | : 通常条件では安定 |
| 酸化性 | : なし |
| 危険有害反応可能性 | : 強酸化剤と接触を避ける |
| 避けるべき条件 | : 高温への暴露 |
| 危険有害な分解性生物 | : 燃焼による一酸化炭素 |

11. 有害性情報

| | |
|---|--|
| 製品全体としての有害性情報 | |
| 記載の無いものは、GHS 分類でカットオフ値以下であるもの、知見なし、あるいはデータなしの成分 | |
| 急性毒性 | データなし |
| 皮膚腐食性・刺激性 | 皮膚刺激 (区分 2) |
| 眼に対する重篤な損傷・刺激性 | 強い眼刺激 (区分 2) |
| 呼吸器感作性 | データなし |
| 皮膚感作性 | データなし |
| 発がん性 | データなし |
| 生殖毒性 | データなし |
| 特定標的臓器毒性 (単回暴露) | 中枢神経の障害 (区分 1) 呼吸器への刺激のおそれ、または眠気やめまいのおそれ (区分 3) |
| 特定標的臓器毒性 (反復暴露) | データなし |
| 吸引力呼吸器有害性 | データなし |

12. 環境衛生情報

| | |
|---|-------|
| 製品全体としての有害性情報 | |
| 記載の無いものは、GHS 分類でカットオフ値以下であるもの、知見なし、あるいはデータなしの成分 | |
| 水生環境有害性 (急性) | データなし |
| 水生環境有害性 (慢性) | データなし |
| 残留性・分解性 | データなし |
| 生態蓄積性 | データなし |
| 土壌中の移動性 | データなし |
| オゾン層への有害性 | データなし |

13. 廃棄上の注意

内容物／容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

14. 輸送上の注意

| | | | |
|------|------|-------|-------|
| 国際規制 | 国連番号 | 引火性液体 | 1993 |
| | 国連分類 | 引火性液体 | クラス 3 |
| | 容器等級 | II | |

国内規制

陸上輸送：消防法に該当する数量以上を輸送する場合は法令に従って輸送する事。

海上輸送：船舶安全法の規定に従う。

安全対策：取り扱い及び保管上の注意の項の一般的注意に従うこと

容器は転倒、転落、衝撃などを避けること。

容器は温度の上昇を防止すること

火気の使用を禁止すること

移送時にイエローカードの保持が必要

「指針番号 128」 引火性液体 非水溶性

15. 適用法令

| | | | |
|---------|---------|---------------|-----------------------|
| 労働安全衛生法 | : 施行令 | 別表第 1 危険物 | 引火性のもの |
| | 施行令 | 第 18 条の 2 | 名称等を通知すべき有害物 (イソオクタン) |
| 消防法 | : 第 2 条 | 危険物第四類第 1 石油類 | 非水溶性液体 |

危規則 : 第3条 危険物告示 別表第5引火性液体類 (H-上・下/上等級2)
海洋汚染防止法: 施行令 別表第1有害液体物質 (C類)
航空法 : 施行規則 第194条危険物告示別表第3引火性液体 (G-等級2)
港則法 : 施行規則 第12条危険物 (引火性液体類)

16. その他の情報 I 引用文献等

参考文献

GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法 - ラベル作業場内の表示及び安全データシート (SDS) JIS Z 7253(2012)

GHS 分類結果データベース (独立行政法人製品評価技術基盤機構ホームページ)

JCDB 化学品法規制チェックシステム

J-CHECK ホームページ(独立行政法人製品評価技術基盤機構ホームページ)

産業中毒便覧 (医歯薬出版株式会社)

危険物船舶運送及び貯蔵規則 (海文堂)

※注意

製品安全データシートは、危険有害な化学製品について、安全な取り扱いを確保するための参考情報として取り扱う事業者提供されるものです。取り扱う事業者はこれを参考として自らの責任において、個々の取り扱いなどの実態に応じた適切な処置を講ずることが必要であることを理解した上で、活用されるようお願いいたします。従って、本データシートそのものは安全の保証書ではありません。

[会社情報]

販売者：(株)スズキ自販山形

所在地：山形県山形市嶋北1丁目1番11号

TEL:023-666-7321